

青森県報

第二千九百三十一号

平成二十年
五月十二日
(月曜日)

目次

告示

- 障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定…………… (障害福祉課) ……
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (同) ……
- 身体障害者福祉法による医師の指定…………… (同) ……
- 保安林の指定施設要件の変更…………… (林政課) ……
- 基本測量の実施…………… (監理課) ……
- 右 同…………… (同) ……

公告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) ……
- 開発行為に関する工事の完了…………… (建築住宅課) ……
- 建設業者の許可の取消し…………… (中南地域) ……
- …………… (県民局) ……

告示

青森県告示第四百十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十年五月十二日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
たむら薬局浜通り店	八戸市白銀三丁目六の一四	平成二〇・五・一
スマイル薬局南郷店	八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一〇	"
ベイ薬局	青森市沖館五丁目五の二五	"
訪問看護ステーション結	五所川原市字芭蕉一八の四	"

青森県告示第四百十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十年五月十二日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定辞退年月日
中央薬品株式会社中央調剤薬局長島店	青森市古川二丁目一九の一	平成二〇・五・一

青森県告示第四百十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成二十年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

人見 博康	氏 名		勤務する病院等	診療科目	指定期月日
	名 称	所 在 地			
弘前病院	独立行政法人 国立病院機構	弘前市大字富野町	一	内科(心臓機能 障害)	平成 二〇・五・一

青森県告示第四百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字深浦字元深浦一八一の一〇・一八一の二五(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字杉山沢二二の七二、二二の七八・二二の七九

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

2 字元深浦一八一の一〇(次の図に示す部分に限る。)

3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

4 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百二十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(精密水準測量)

二 作業期間

平成二十年四月二十一日から平成二十一年二月二十八日まで

三 作業地域

八戸市

青森県告示第四百二十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(電子基準点測量)

二 作業期間

平成二十年四月二十一日から平成二十一年二月二十八日まで

三 作業地域

むつ市

弘前市

- 青森市
- 黒石市
- 三沢市
- 十和田市
- 八戸市
- 下北郡 風間浦村
- 下北郡 東通村
- 北津軽郡 中泊町
- 西津軽郡 深浦町
- 西津軽郡 鱒ヶ沢町
- 南津軽郡 大鰐町
- 東津軽郡 平内町
- 三戸郡 五戸町
- 三戸郡 田子町

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認
 定の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十年四月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人どんぐりの森・山楽校
- 三 代表者の氏名
川村 清市

四 主たる事務所の所在地
十和田市西二十三番町五九の三三

五 定款に記載された目的

この法人は、真暮沢天道公園（通称 どんぐりの森）の自然を活用した大人のリ
 クレーション及び子供と大人の交流、並びにグリーンツーリズムに根ざした大都市
 圏との交流を通して、十和田市及び周辺市町村の人々の情緒の恒常性維持及び子供
 の健全な心身を育むとともに、人々の地域への誇りと愛着を滋養し、もって循環型
 の社会づくりに貢献し、併せて地域の都市構想「国際観光都市」の実現を支援し、
 地域社会の活性化に貢献することを目的とする。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律
 第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
五所川原市大字唐笠柳字藤巻二二九の 四、六二八の三、六二九の四、七四〇 の二、七九三の五及び七九四の二	八戸市大字長苗代字前田八三の一 株式会社 ユニバース

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年五月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社中谷建設
- 二 代表者の氏名 中谷 宏信

- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字蔵主町六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(特 一八) 第二三八号
- 五 取消年月日 平成二十年四月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十年四月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭